

平成 25 年 8 月 23 日

各

都 道 府 県
指 定 都 市
児童相談所設置市

 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

子ども虐待対応の手引きの改正について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、子ども虐待対応の手引きについては、平成 11 年 3 月に作成し、その後、制度改正等に伴い、逐次改正を行ってきたところである（最終改正：平成 21 年 3 月）。

最終改正以降、平成 23 年 5 月には、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認めること等を内容とした「民法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 61 号）が成立、平成 24 年 4 月 1 日から施行された。また、厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による子ども虐待の死亡事例等の検証が重ねられ、検証報告を踏まえた通知等により、逐次、児童虐待防止対策の具体的な方針を示してきたところである。

これらの児童虐待の防止等に関する施策の進展を踏まえ、今般、子ども虐待対応の手引きを別紙のとおり全面的に改正したので、この手引きを参考としつつ、児童虐待防止対策の一層の推進を図られたい。

また、管内市区町村並びに関係機関及び関係団体等に対する周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。